

福生市インターネット公売 ガイドライン

福生市インターネット公売をご利用いただくには、次の福生市インターネット公売ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、確認、同意していただくことが必要です。また、インターネット公売の手続などに関して、ガイドラインとK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなど(以下「K S Iガイドライン」といいます。)との間に差異がある場合は、ガイドラインが優先して適用されます。

第1 インターネット公売の参加条件など

1 インターネット公売の参加条件

次のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。また、(1)から(4)までのいずれかに該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方
- (2) 福生市（以下「市」といいます。）が定めるガイドライン及びK S Iガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方
※暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- (5) 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合があります。
- (6) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。

2 インターネット公売参加に当たっての注意事項

- (1) インターネット公売は、国税徴収法などの規定にのっとり市が執行する公売手続の一部です。K S Iガイドラインについては、ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続において公売参加者又はその代

理人（以下「公売参加者など」といいます。）を拘束するものとします。

- (2) 公売参加者などが国税徴収法第108条第1項に掲げる行為をしたとき、市は同条に基づき、入札をなかつたものとするなどの処分を行うことがあります。当該処分を受けた公売参加者などは、以後2年間、市の実施する公売に参加すること又は代理人となることができません。また、処分を受けた公売参加者などの納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還しません。

なお、次に掲げる行為は同項に掲げる行為に該当します。

ア 売却決定を受けても、正当な理由がなく、買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為

イ 偽りの名義により又は第三者をかたって公売に参加する行為

ウ 公売を妨害する意思をもって行う、ガイドライン第1の6「代理人などによる自己のための公売参加手続の禁止」において禁止する行為

エ 公売を妨害する意思をもって行う、ガイドライン第5の3「システム利用における禁止事項」に掲げる行為

オ 故意に公有財産を損傷させるなど、その価額を減少させる行為

カ 公売に参加しようとする者の公売への参加、入札、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げる行為

- (3) 入札に先立って公売保証金を納付してください。

- (4) 公売参加者などは、あらかじめインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます。）上の公売物件詳細画面や市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行った上で公売に参加してください。また、市が下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。

- (5) インターネット公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売システムを採用しています。公売参加者などは、公売システムの画面上で公売参加申込みなど一連の手続を行ってください。

- (6) インターネット公売においては、特定の売却区分（公売財産の出品区分）の公売が中止になること、又は公売全体が中止になることがあります。

3 公売財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公売財産は市税等滞納者などの財産であり、市の所有する財産ではありません。
- (2) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び市には担保責任は生じません。
- (3) 売却決定を受けた最高価申込者又は次順位買受申込者（以下「買受人」といいます。）及びにその代理人（以下「買受人など」といいます。）が公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき（農地など一定の要件が満たされなければ権利移

転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転したとき)、買受人に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。

- (4) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、市は、買受代金を納付した買受人などの請求により、権利移転の登記・登録を関係機関に囑託します。
- (5) 公売財産が動産、自動車などである場合、市はその公売財産の引渡しを買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (6) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担（マンションの未納管理費など）を引き受けなければなりません。
- (7) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品及び買受代金の返還を求めることができません。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) 公売参加者などは、次のすべてに同意するものとします。
 - ア 公売参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名）及び電話番号を公売参加者情報として登録すること。
 - イ 公売参加者などの公売参加者情報及びK S I官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」といいます。）に登録されているメールアドレスを市に開示されること（市は、公売参加者などに対し、ログインIDで認証済みのメールアドレスに、公売財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。）。
 - ウ 最高価申込者又は次順位買受申込者に決定された公売参加者のログインIDに紐づく会員識別番号（代理人による参加の場合は代理人のログインIDに紐づく会員識別番号、共同入札の場合は代表者のログインIDに紐づく会員識別番号）を公売システム上において一定期間公開されること。
- (2) 市は、公売参加者などから直接又は公売システム上で収集した個人情報を、福生市文書管理規程（平成10年訓令第5号）に基づき、5年間保管します。市は、収集した個人情報を国税徴収法第106条の2に定める調査の囑託、同法第108条に定める公売実施の適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (3) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます）は、買受人となっても所有権移転などの権利移転登記・登録を行うことができません。

5 代理人による参加について

インターネット公売では、代理人に公売参加の手続をさせることができます。代理人には、少なくとも公売参加申込み、公売保証金の納付及び返還に係る受領、入札並びにこれらに附帯する事務を委任することとします。

(1) 代理人の資格

代理人は、ガイドライン第1の1「インターネット公売の参加条件」を満たさなければなりません。

(2) 代理人による参加の手続

ア 代理人に公売参加の手続をさせる場合、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加申込み及び入札などを行ってください。

イ 代理人に公売参加の手続をさせる場合、公売参加者は、委任状及び公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など）を入札開始2開庁日前までに市に提出することが必要です。委任状は、市ホームページより印刷することができます。原則として、入札開始2開庁日前までに市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

ウ 代理人による公売参加申込み手続及び入札手続の詳細については、ガイドライン第2「公売参加申込みについて」、及び第3「せり売形式で行うインターネット公売手続」を御覧ください。

(3) 復代理人の選任の権限

任意代理人を選任した場合、公売参加者はその代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

ア 代理人に国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者及びその代理人は同法第108条第1項に該当するものとみなし、以後2年間市の実施する公売に参加できません。

イ 国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を代理人とした方は、同法第108条第1項に該当し、以後2年間市の実施する公売に参加できません。

ウ ア及びイの場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

6 代理人などによる自己のための公売参加手続の禁止

- (1) 代理人及び共同入札における代表者（以下「代理人等」といいます。）は、公売参加者、共同入札における代表者を除く共同入札者（以下「本人等」といいます。）のために公売参加の手続をする公売財産について、本人などのために行う公売参加の手続とは別に、自己のために公売参加の手続をすることはできません。

- (2) 代理人等が、一つの公売財産に対し複数の本人等から公売参加の申請などについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売参加の申請をすることができません。
- (3) 本人等は、代理人等に公売参加の申請を委任した公売財産について、代理人等が行う買受申請とは別に、自己のために公売参加の申請又はほかの代理人等に委任して公売参加の申請を行うことはできません。なお、ほかの方と共同して、別に公売参加の申請を行うこともできません。
- (4) 法人が公売に参加する場合、当該法人の代表権限のある方(以下「法人代表者」といいます。)は、法人のために行う公売参加の申請とは別に、自己のため又はほかの本人等の委任を受けて公売参加の申請をすることはできません。

第2 公売参加申請について

入札に先立って、公売参加申請を行ってください。公売参加申請には、公売参加者など情報の入力、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申請が完了したログインIDでのみ入札できます。

1 公売参加申請について

公売参加者などは、公売公告により定められた公売参加申請期間内に、入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名(法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名)及び電話番号を公売参加者の情報として登録してください。

- (1) 法人が公売に参加する場合は、法人代表者名でログインIDを取得した上で、法人代表者が公売参加の申請を行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売参加の申請をさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。
- (2) 代理人に公売参加の申請をさせる場合は、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加の申請を行ってください。代理人は、公売システムの画面上で、代理人による申請の欄の「する」を選択してください。また、公売参加者は、委任状及び公売参加者の住所証明書(公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など)を入札開始2開庁日前までに市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

2 公売保証金の納付について

- (1) 公売保証金とは
国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員

です。公売保証金は、市が、売却区分ごとに、見積価額（最低入札価格）の100分の10以上の金額を定めます。最高価申込者にならなかった場合は返還されません。

(2) 公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金は、次のアで指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、公売システムの公売物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申込みを行い、公売保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

※VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスのマークがついていないクレジットカードなど、ごく一部御利用いただけないカードがございます。

※法人で公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードを御使用ください。

※代理人に公売参加の手続をさせる場合、代理人名義のクレジットカードを御使用ください。

(3) 公売保証金の買受代金への充当

公売参加者などは、買受人などとなり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

(4) 公売保証金の没収

公売参加者などが納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

ア 最高価申込者又は次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

イ 公売参加者等が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する場合

第3 せり売形式で行うインターネット公売手続

せり売形式の公売システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。本章における入札とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売に係る買受の申込み、「入札者」は買受申込者、「入札期間」はせり売期間を指します。

1 インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加申込み、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取扱い

市は、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者又はその代理人などが行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価額の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とし、せり売を続行します。

2 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

市は入札期間終了後、公売公告により定められた最高価申込者決定の日において、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札における入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価額（最高価申込価額）を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者又はその代理人など（以下、「最高価申込者など」といいます。）には、市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などのメールア

ドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、市が買受代金納付期限までに最高価申込者などによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、市に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

(4) 最高価申込者決定の取消し

次の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。ア又はウの場合は、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定前、公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき。

イ 最高価申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

ウ 最高価申込者などが暴力団員等であることが認められるとき。

3 売却決定

市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

(1) 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。

(2) 買受人などが買受代金を納付しなかった場合

買受人などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(3) 売却決定の取消し

次の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。ただし、公売財産が動産の場合で、善意の買受人などが買受代金を納付した場合は、公売財産の所有権は当該買受人に移転します。

なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明されたとき。

イ 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ 買受人などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

(4) 公売不動産に係る売却決定の日時及び買受代金納付期限の変更

不動産の最高価申込者等については、国税徴収法第 106 条の 2 に基づく調査の囑託を行います。売却決定の日時まで、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。

4 買受代金の納付

(1) 買受代金納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに市が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く）を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付に係る費用は、買受人などが負担します。なお、買受代金納付期限までに市が納付を確認できることが必要です。

ア 市の指定する口座へ銀行振込

イ 現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）

ウ 郵便為替による納付 ※発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る。

エ 現金又は銀行振出の小切手を福生市役所収納課へ直接持参 ※銀行振出の小切手は、東京、横浜手形交換所管内のもので振出日から起算して 8 日を経過していないものに限る。

(3) 買受代金の納付の効果

ア 買受人などが公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うこととなります。

5 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者又は国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し、同条第 2 項の処分を受けた者（その代理人などを含む）以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。

公売保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、御了承ください。

(2) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分 of 続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者など又は買受人などは国税徴収法第 114 条の規定によりその入札又は買受を取消することができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産に係る差押徴収金（市税など）について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第 4 公売財産の権利移転及び引渡しについて

1 公売財産の権利移転手続について（通則）

(1) 権利移転手続について

公売財産の権利移転手続については、財産の種類に応じ、ガイドライン第 4 の 2 及び 3 に定めるところによります。ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続については、これらの定めるところに準じることとします。ただし、市がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認める場合は、ガイドライン第 4 の 2 及び 3 の規定を必要と認める範囲において変更することができるものとします。

(2) 権利移転手続における注意事項

ア 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び福生市には担保責任は生じません。

イ 買受人などが公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

ウ 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うこととなります。

エ 権利移転に伴う費用は、買受人などの負担となります。

2 公売財産が動産の場合の権利移転及び引渡しについて

市は、買受代金の納付を確認した後、公売財産の引渡しを行います。

(1) 公売財産の引渡し

ア 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ 公売財産の引渡しは、原則として福生市の事務室内で行います。

ウ 市が公売財産を第三者に保管させている場合は、買受人は市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡しを拒否しても、市はその現実の引渡しを行う義務を負いません。

エ 公売財産又は「売却決定通知書」を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、次の（ア）及び（イ）をお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の次の（ア）及び（イ）をお持ちください。

（ア）身分証明書

運転免許証、マイナンバーカードなど、住所及び氏名が明記され御本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

（イ）市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

オ 買受人は、送付による公売財産の引渡しを希望する場合、「送付依頼書」や身分証明書のコピーの提出が必要です。「送付依頼書」は、インターネット公売終了後、市ホームページ又は最高価申込者宛に送付されるメールより印刷して必要事項を記入のうえ、市に提出してください。送付による引渡しを希望する場合、輸送途中での事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、市は一切責任を負いません。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引渡しはできない場合があります。なお、送付先住所が買受人の住所（所在地）と異なる場合は、その旨を「送付依頼書」に記載してください。送付先の受取人となりうるのは、買受人のみです。

カ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」や身分証明書のコピーの提出が必要です。「保管依頼書」は、インターネット公売終了後、市ホームページ又は最高価申込者宛に送付されるメールより印刷して必要事項を記入のうえ、市に提出してください。

キ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 注意事項

ア 買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡し後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。

イ 買受代金の持参、公売財産の受取又は「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、次の(ア)から(ウ)までをお持ちください。

(ア) 代理権限を証する委任状

(イ) 買受人本人の住所証明書(買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など)

(ウ) 代理人の身分証明書

(3) 引渡し及び権利移転に伴う費用について

落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。

(4) 買受人が送付による公売財産の引渡しを希望する場合、送付費用は買受人の負担となります。

(5) その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

3 公売財産が自動車の場合の権利移転及び引渡しについて

本項の「自動車」は、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいいます。したがって、軽自動車及び登録のない自動車などの権利移転手続は、原則としてガイドライン第4の2の(1)に定めるところによります。

市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付し、公売財産の引渡しを行います。また、買受人からの請求に基づいて権利移転の手続を行います。

(1) 公売財産の引渡し

ア 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

イ 市が公売財産を第三者に保管させている場合は、買受人は市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡しを拒否しても、市はその現実の引渡しを行う義務を負いません。

ウ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」は、インターネット公売終了後、市ホームページより印刷して必要事項を記入のうえ、市に提出してください。

エ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 権利移転の手続について

ア 市ホームページより「所有権移転登録請求書」を印刷した後、必要事項を記

入・署名のうえ、自動車保管場所証明書、印鑑証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに市へ提出してください。

イ 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が、対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などには、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。また、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、関東運輸局東京運輸支局及び都内自動車検査登録事務所以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は、郵送で行います。

ウ 自動車検査証有効期限切れの自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることとなります。使用される場合は、買受人が自ら新規検査及び新規登録の手続を行う必要があります。

(3) 売却決定通知書の交付

市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。「売却決定通知書」を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、次のア、イをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の、次のア、イをお持ちください。

ア 身分証明書

運転免許証、マイナンバーカードなど、住所及び氏名が明記され御本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

イ 市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

(4) 注意事項

買受代金の持参、公売財産の受取又は「売却決定通知書」の受取などを代理人が行う場合は、次のアからウまでをお持ちください。

ア 代理権限を証する委任状

イ 買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）

ウ 代理人の身分証明書

※委任状は市ホームページより印刷することができます。

(5) 引渡し及び権利移転に伴う費用について

ア 権利移転に伴う費用（登録手数料など）は買受人の負担となります。

イ 自動車取得税は、買受人が自ら申告、納税してください。

ウ 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などが、関東運輸局東京運輸支局及び都内自動車検査登録事務所以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は郵送で行いますので、郵送料（切手 1,500 円程度）が必要です。

エ 落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付期限の翌日以降の保管費用は、買受人の負担となります。

第5 注意事項

1 公売システムに不具合などが生じた場合の対応

公売システムなどに不具合が生じたために次に掲げる事態が発生した場合、市は公売手続を中止することがあります。

(1) 入札期間前

公売参加申込み期間の始期に公売参加申込受付が開始されない場合、公売参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合、公売参加申込受付が入札開始までに終了しない場合又は公売参加申込期間の終期後になされた公売参加申込を取り消すことができない場合。

(2) 入札期間中

入札期間の始期に入札の受付が開始されない場合、入札できない状態が相当期間継続した場合又は入札の受付が入札期間の終期に終了しない場合。

(3) 入札期間後

せり売形式において市が入札終了後相当期間経過後も最高価申込者などを決定できない場合並びに入札形式において入札終了後相当期間経過後も開札ができない場合、追加入札が必要な場合で追加入札の開始又は終了ができない場合又はくじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合。

2 公売の中止及び中止時の公売保証金の返還

公売参加申込開始後に公売を中止することがあります。公売財産の公開中であっても、公売に係る差押徴収金が納付された場合などにインターネット公売を中止します。

(1) 特定の公売財産の中止時の公売保証金の返還

特定の公売財産の公売が中止となった場合、当該公売財産について納付された公売保証金は中止後返還します。

(2) インターネット公売中止時の公売保証金の返還

インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。

3 システム利用における禁止事項

公売システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 公売システムをインターネット公売の手続以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 公売システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 公売システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

- (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

4 公売参加者などに損害などが発生した場合

次に掲げる事由などにより公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）に損害が発生した場合、市はその損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (1) 公売が中止になったこと。
- (2) 公売システムに不具合などが生じたこと。
- (3) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）の使用する機器及びネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公売参加申込み又は入札が行えなかったこと。
- (4) 公売に参加したことに起因して、公売参加者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたこと。
- (5) 公売参加者などが公売保証金を自己名義（代理人の場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、公売保証金の納付ができず公売参加申込みができなかったこと。
- (6) 公売参加者などのメールアドレスの変更や公売参加者などの使用する機器及びネットワークなどの不備、不調その他の理由により、市から送信される電子メールが到着しなかったこと。
- (7) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）の発信もしくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受けたこと。
- (8) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）が、自身のログインID及びパスワードなどを紛失もしくは、ログインID及びパスワードなどが第三者に漏えいしたこと。
- (9) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）が、公売参加の手續に関する権限の一部を代理人などに委任した場合において、その委任を受けた代理人などがした行為により被害を受けたこと。
- (10) 買受人などとなった公売参加者などが送付による公売財産の引渡しを希望した場合、輸送途中で事故などによって公売財産に破損、紛失などの事態が発生したこと。

5 準拠法

ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

6 インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公売の手続において使用する通貨

インターネット公売の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公売の手続において使用する言語

インターネット公売の手続において使用する言語は、日本語に限りです。公売システムにおいて使用する文字は、J I S第1第2水準漢字（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公売の手続において使用する時刻

インターネット公売の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

7 公売参加申込期間及び入札期間

公売参加申込期間及び入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

8 ガイドラインの改正

市は、必要があると認めるときは、ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、市は公売システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に公売参加申込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

9 リンクの制限など

市が公売システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、市の出品している物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、公売システム上において、市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、市に無断で転載・転用することは一切できません。

10 その他

(1) 公売システムに掲載されている情報で、市が掲載したものでない情報については、福生市インターネット公売に関係する情報ではありません。

(2) ガイドラインに定めのあることのほかに、別途、公売物件詳細画面に指示がある場合は、その指示についても適用されます。

(3) インターネット公売における個人情報について

市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公売における個人情報の収集主体は市になります。

(4) インボイス制度への対応について

令和5年10月1日から開始されるインボイス制度について、市として直接適格請求書（インボイス）を発行する対応は行っておりません。ただし、市が出品する公売財産の所有者が適格請求書発行事業者の登録番号を有しており、買受人などが課税事業者である場合については、買受人などから要求があった場合のみ、公売財産の所有者の登録番号を記載したインボイスを発行します。また、インボイスが発行できるのは落札後に公売システム上で「ご注意：適格請求書等の発行をご希望の場合は、執行機関にご連絡ください。」というメッセージが表示される場合に限りますので確認の上お問い合わせください。